

基本約款の改訂について

2025年9月8日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

びわ湖ブルーエナジー株式会社（社長：島村寛、以下「当社」）は、当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給するときに共通して適用される基本的な供給条件を規定した「基本約款」を改定し、2026年1月1日よりすべての当社のお客さまに適用を開始します。

今後もエネルギーを安心してお使いいただき、お客さまに選ばれ続けるよう努めてまいります。

1. 基本約款（2026年1月1日改訂）について

基本約款に以下を追記し、反社会勢力の排除に努めます。

【反社会勢力の排除】

(1) お客さまは、需給契約の成立時及び将来にわたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、お客さまが（1）または（2）に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに自由料金需給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとしたします。

2. お問い合わせ

びわ湖ブルーエナジー株式会社

滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号 TEL 077-528-6352

【受付時間】 8:40～17:25（平日のみ） 年末年始 12/29～1/4 を除く